

広野町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2023年3月

広野町

目次

序章 事務事業編策定の背景.....	1
第1章 計画の基本的事項	2
1. 目的	2
2. 位置付け	2
3. 計画期間と基準年次.....	2
4. 対象範囲.....	3
5. 対象とする温室効果ガス	3
第2章 温室効果ガスの排出状況	4
1. 2013年度（基準年度）及び2021年度（直近年度）の温室効果ガスの排出状況.....	4
2. 2013年度（基準年度）及び2021年度（直近年度）のエネルギーの消費状況	5
3. 施設別排出割合	7
4. 温室効果ガスの排出要因	7
第3章 温室効果ガスの排出削減目標	8
1. 目標設定の考え方	8
2. 削減目標.....	8
第4章 温室効果ガス削減に向けた取組	9
第5章 計画の進行管理.....	13
1. 推進体制.....	13
2. 進行管理.....	13
3. 進捗状況の公表.....	13
参考資料.....	14
1. 事務事業編対象施設一覧（2023年3月時点）	14

序章 事務事業編策定の背景

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系に様々な影響を与えています。例えば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が観測され始めています。

広野町は、かつて常磐炭田の北限として炭鉱業が盛んでしたが、1955年頃をピークに石炭産業が衰退し、急激な過疎化、財政難に陥りました。1971年3月、議会と一体となって「東京電力株式会社広野火力発電所を誘致する決議」を行い、1980年4月に1号機、同年7月に2号機が完成、運転開始以降、6号機まで増設を進め関東圏のベース電源である440万キロワットの発電設備を有するエネルギーの町として、町政発展を遂げることが出来ました。2021年9月には、新たに高効率の新プラントとして期待される石炭ガス化複合発電（IGCC）方式による発電が開始されました。

一方で国際社会においては、地球温暖化がもたらす猛暑や豪雨などの気候変動が世界的な課題として取り上げられ、2015年のパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」目標が広く共有され、「エネルギーの転換、脱炭素化」が世界の潮流となりました。

日本においても、省エネ法の厳格化により非効率な石炭火力発電所の休廃止と再生可能エネルギーを主力電力とする方針が示され、2020年10月の菅首相による所信表明で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」が宣言されました。

広野町でも、2050年までに二酸化炭素排出の実質ゼロを目指し、町民や事業者などと一体となって取り組むことを目標として、2021年3月に「広野町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。そして、「広野町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2022年3月に「広野町ゼロカーボンビジョン」を策定し、ゼロカーボンシティに向けた到達目標や基本方針の整理を行いました。

これらの背景を踏まえ、町が実施する事務・事業における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくために「広野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

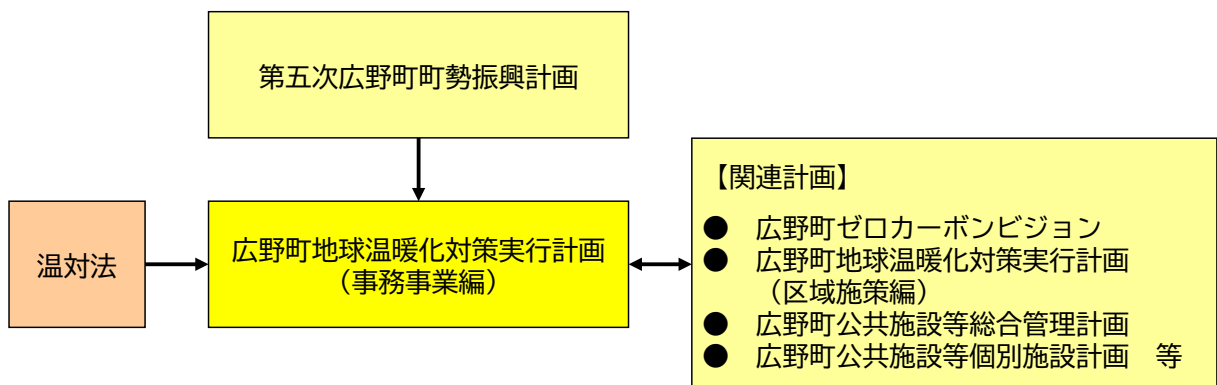
第1章 計画の基本的事項

1. 目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）第21条第1項に基づき、町が実施する事務・事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定するものです。

2. 位置付け

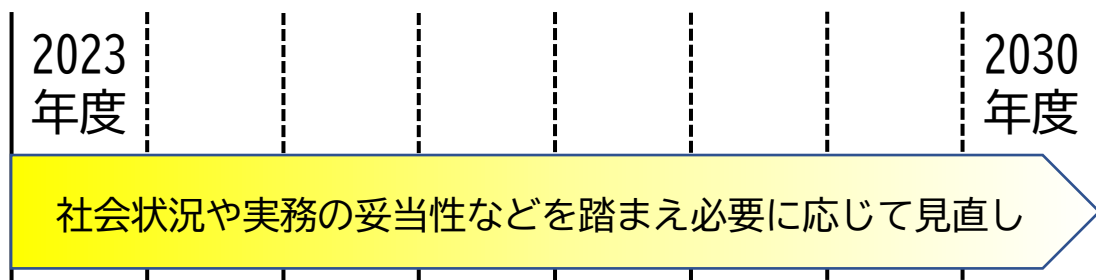
本計画は、温対法に基づき、地方公共団体の義務として策定されるとともに、「広野町ゼロカーボンビジョン」を実現するための町が実施する事務・事業に係る取組として位置付けられます。



3. 計画期間と基準年次

計画期間は、2023年度から2030年度までの8年間とします。なお、計画実施期間中の社会情勢の変化や技術的進歩、実務の妥当性などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

温室効果ガス排出量の削減目標の基準年度は、国の地球温暖化対策計画に倣い、2013年度とします。



4. 対象範囲

対象範囲は、町が実施する事務・事業とし、町役場、保育園、小学校及び中学校を含めた町の施設、また指定管理施設についても対象とします（参考資料「1. 事務事業編対象施設一覧」参照）。

5. 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項において既定されている7種類の物質のうち、町の事務事業から排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

温室効果ガス	地球温暖化係数*	排出要因
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	石油、石炭等の燃焼に伴い排出。温室効果ガスの約9割を占めるため、地球温暖化への影響が大きい。
メタン（CH ₄ ）	25	農業部門、廃棄物の埋め立て、燃料の燃焼から排出。
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	燃料の燃焼、廃棄物の焼却等からの排出。
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1,430 など	代替フロン的一种。冷蔵庫やエアコンの冷媒、スプレー製品の噴射剤などに使用。

※地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。

ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。ここでの数値は、京都議定書第二約束期間における値になります。

「対象とする温室効果ガス」と「関連する活動」の関係は、以下のとおりです。

対象とする温室効果ガス	関連する活動	対象施設等
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用	全施設
	灯油の使用	左記燃料を使用する各施設
	LPGの使用	
	ガソリンの使用	自動車
	軽油の使用	
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行	自動車
	下水等の処理及び農業集落排水の処理	浄化センター
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行	自動車
	下水等の処理及び農業集落排水の処理	浄化センター
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用	自動車

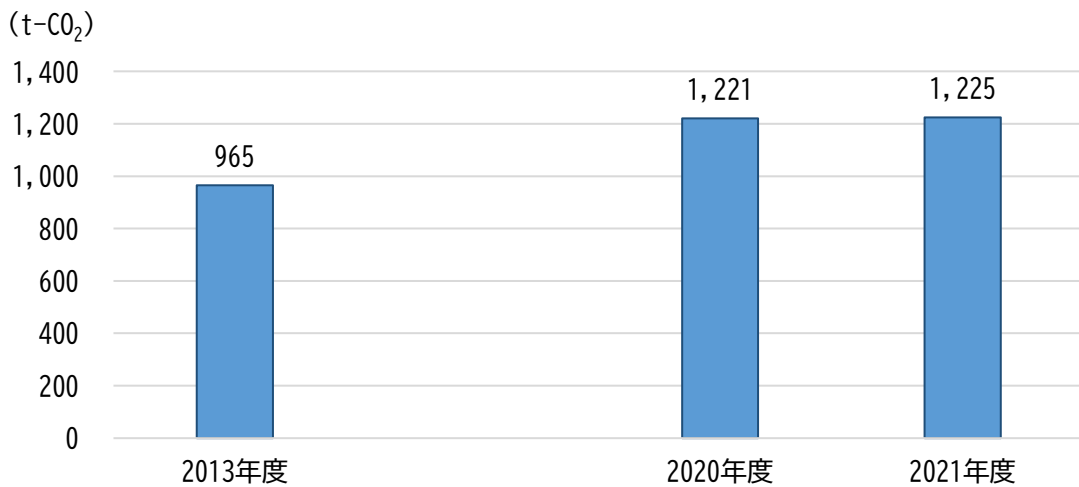
第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 2013年度（基準年度）及び2021年度（直近年度）の温室効果ガスの排出状況

温室効果ガス排出量の推移及びその種別内訳は以下のとおりです。基準年である2013年度から2021年度にかけて大きく増加しています。

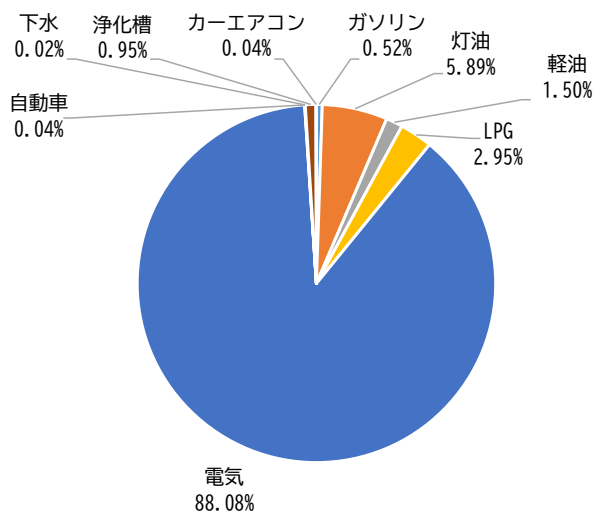
なお、排出量を排出源ごとにみると、いずれの年度も電気からの排出量が大きく占めています。

[温室効果ガス排出量の推移]

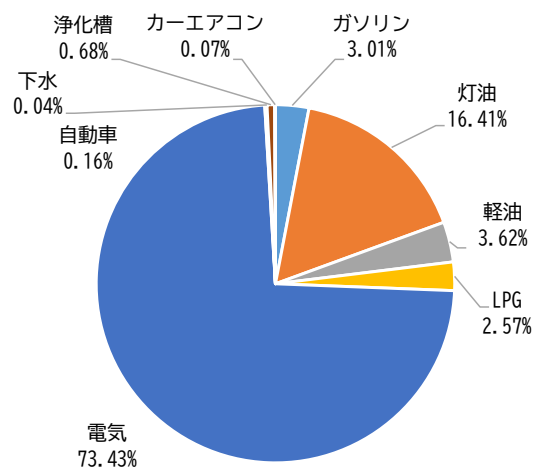


注) 2013年度のデータについて、記録がない一部施設分は補正して算定しています。

[2013年度の温室効果ガス排出割合]



[2021年度の温室効果ガス排出割合]



注) 2013年度のデータについて、記録がない一部施設分は補正して算定しています。

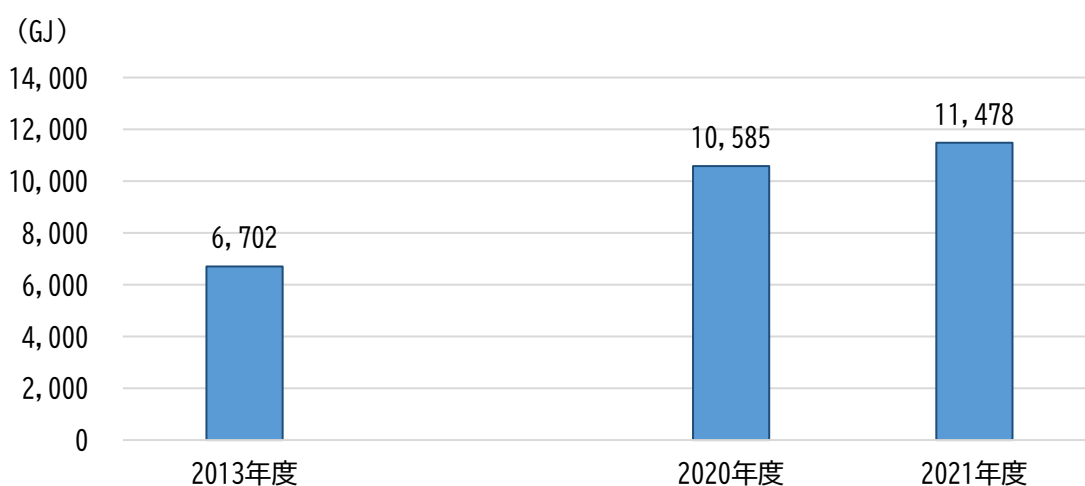
ガス種	データ項目	分類	2013年度		2020年度	2021年度	
			t-CO ₂	割合	t-CO ₂	t-CO ₂	割合
CO ₂	ガソリン	公用車	5.0	0.5%	34.7	36.9	3.0%
	灯油	公共施設	56.9	5.9%	167.9	201.0	16.4%
	軽油	公用車	14.5	1.5%	44.4	44.4	3.6%
	LPG	公共施設	28.5	3.0%	28.6	31.5	2.6%
	電気	公共施設	850.0	88.1%	933.7	899.4	73.4%
	CO ₂ 計	-	955	98.9%	1,209	1,213	99.0%
CH ₄	自動車	公用車	0.0	0.0%	0.1	0.1	0.0%
	下水	廃棄物	0.1	0.0%	0.4	0.4	0.0%
	浄化槽	廃棄物	6.3	0.6%	5.9	5.7	0.5%
	CH ₄ 計	-	6	0.7%	6	6	0.5%
N ₂ O	自動車	公用車	0.4	0.0%	1.8	1.9	0.2%
	下水	廃棄物	0.0	0.0%	0.1	0.1	0.0%
	浄化槽	廃棄物	2.9	0.3%	2.7	2.7	0.2%
	N ₂ O計	-	3	0.3%	5	5	0.4%
HFC-134a	カーエアコン	公用車	0.4	0.0%	0.8	0.8	0.1%
	HFC-134a計	-	0	0.0%	1	1	0.1%
	合計	-	965	100.0%	1,221	1,225	100.0%
	2013年度比	-	100.0%	-	126.5%	126.9%	-

2. 2013年度（基準年度）及び2021年度（直近年度）のエネルギーの消費状況

エネルギー消費量の推移及びその種別内訳は以下のとおりです。基準年である2013年度から2021年度にかけて大きく増加しています。

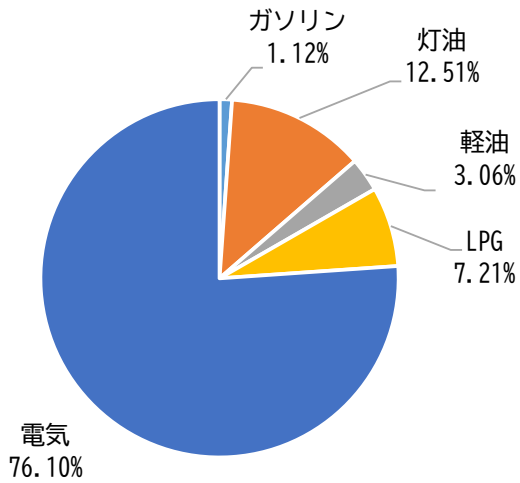
なお、消費量を排出源ごとにみると、いずれの年度も電気からの排出量が大きく占めています。

[エネルギー消費量の推移]

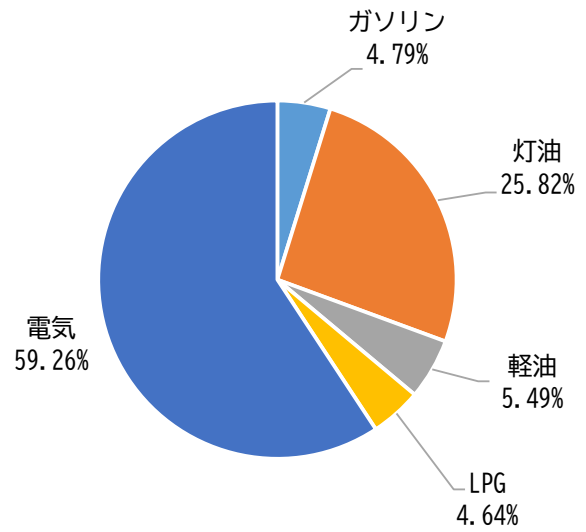


注) 2013年度のデータについて、記録がない一部施設分は補正して算定しています。

[2013年度のエネルギー消費割合]



[2021年度のエネルギー消費割合]



注) 2013年度のデータについて、記録がない一部施設分は補正して算定しています。

エネルギー種	分類	2013年度		2020年度	2021年度	
		GJ	割合	kg-CO ₂	GJ	割合
ガソリン	公用車	75	1.1%	517	549	4.8%
灯油	公共施設	838	12.5%	2,475	2,963	25.8%
軽油	公用車	205	3.1%	631	630	5.5%
LPG	公共施設	483	7.2%	485	533	4.6%
電気	公共施設	5,100	76.1%	6,477	6,802	59.3%
合計	-	6,702	100.0%	10,585	11,478	100.0%
2013年度比	-	0.1%	-	0.2%	0.2%	-

3. 施設別排出割合

2013年度（基準年度）における施設別温室効果ガス排出量の多い施設上位5施設は、「広野町役場庁舎」「広野浄化センター」「広桜荘」「広野町立広野小学校」「広野町立広野中学校」となっています。この上位5施設で、全体の温室効果ガス排出量の約74%を占めます。

2021年度（直近年度）における施設別温室効果ガス排出量の多い施設上位5施設は、「ひろのてらす」「広野町役場庁舎」「広野町二ツ沼総合公園」「広野浄化センター」「広桜荘」となっています。この上位5施設で、全体の温室効果ガス排出量の約67%を占めます。

2013年度				2021年度			
順位	施設名	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	順位	施設名	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合
1	広野町役場庁舎	268	27.7	1	ひろのてらす	207	16.9
2	広野浄化センター	169	17.5	2	広野町役場庁舎	192	15.7
3	広桜荘	125	13.0	3	広野町二ツ沼総合公園	190	15.5
4	広野町立広野小学校	91	9.5	4	広野浄化センター	134	11.0
5	広野町立広野中学校	59	6.1	5	広桜荘	99	8.1
6	広野幼稚園	46	4.7	6	広野町立広野小学校	73	5.9
7	広野町公民館	34	3.5	7	広野こども園	56	4.6
8	広野町総合グラウンド メインスタンド	27	2.8	8	広野町立広野中学校	47	3.8
9	広野町学校給食共同 調理場	22	2.3	9	広野町公民館	27	2.2
10	広野町保健センター	21	2.2	10	広野町学校給食共同 調理場	22	1.8

4. 温室効果ガスの排出要因

温室効果ガスの排出要因は以下のとおりです。

- 基準年度（2013年度）から直近年度（2021年度）を比較すると、基準年度時点では開設されていなかったひろのてらすや営業していなかった広野町二ツ沼総合公園が温室効果ガス排出量の多い施設の上位となっています。
- エネルギー種別では、灯油の消費量が大きく増加（254%増）しています。これは、基準年度時点で営業していなかった広野町二ツ沼総合公園の消費量が加算されたことによるものです。
- また、自動車の燃料として使用されているガソリンや軽油の消費量が増加しています。
- 広野町役場庁舎や広野町立広野小学校、広野中学校などについては基準年度から直近年度では減少していますが、ひろのてらす及び広野町二ツ沼総合公園の稼働により、基準年度と比べて、直近年度における温室効果ガス排出量総量は上昇しています。

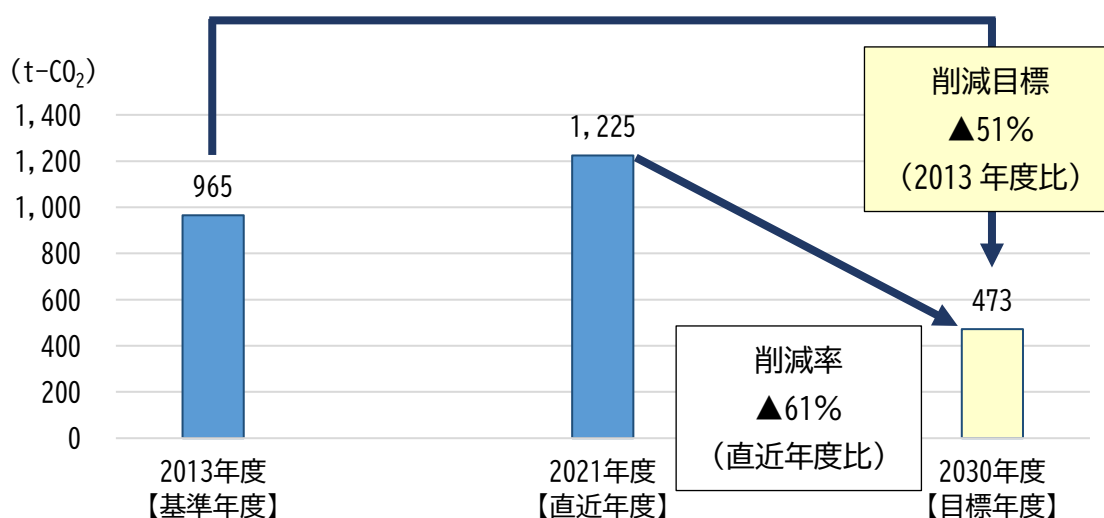
第3章 温室効果ガスの排出削減目標

1. 目標設定の考え方

本計画における温室効果ガスの排出削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」（2021年10月22日閣議決定）における業務その他部門の温室効果ガス排出量削減目標（2030年度までに2013年度比で51%削減）を踏まえて設定します。

2. 削減目標

2030年度までに51%削減（2013年度比）



第4章 温室効果ガス削減に向けた取組

町の事務事業の脱炭素化に向け、2030年度までの計画として、3つの基本方針を掲げ、以下の取組を実施します。

基本方針	主な取組
基本方針1 省エネルギー対策と再生可能エネルギー導入の推進	<ul style="list-style-type: none">(1) 省エネルギー性能の高い設備や機器への更新(2) 省エネルギーに配慮した建築・改修の実施(3) 設備機器の適正な保守管理・運用改善の実施(4) 再生可能エネルギーの導入
基本方針2 日常業務における省資源・省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none">(1) 省エネルギー行動の実施(2) ごみの減量と適正処理、資源の有効利用(3) グリーン購入、木材利用の実施(4) 用紙の削減の実施(5) 節水の実施
基本方針3 EV車導入と移動の省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none">(1) 公用車へのEV車の導入(2) 低燃費で安全を考えたエコドライブの実施(3) 通勤や出張時の公共交通機関や自転車利用

基本方針 1

省エネルギー対策と再生可能エネルギー導入の推進

(1) 省エネルギー性能の高い設備や機器への更新

- ・照明設備を新設・更新する際は、LED 照明などの高効率照明設備を導入します。導入の際には、あわせて調光機能や人感センサー、明るさセンサーの導入を検討します。
- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・エネルギーを消費する設備、機器を新設・更新する際は、エネルギー消費効率を考慮して機器の選定を行います。

(2) 省エネルギーに配慮した建築・改修の実施

- ・建物を改築する際は、高断熱化・高气密化するとともに、自然光や自然の風を取り入れた計画・設計とします。
- ・建物を新築する際は、原則 ZEB Oriented 相当以上とします。

(3) 設備機器の適正な保守管理・運用改善の実施

- ・日常点検などにより運転状況を把握し、エネルギー管理標準に基づいて設備機器を保守管理します。
- ・季節や施設利用状況などに応じて、最もエネルギー効率のよい状態に設定します。
- ・省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づき、エネルギーを消費する設備や機器、熱源の運用改善を行います。

(4) 再生可能エネルギーの導入

- ・民間資金や補助金などを活用し自家消費型の再生可能エネルギー導入を推進します。
- ・太陽光発電と蓄電池を組み合わせ、災害時に活用できる電源を確保し、レジリエンスを強化します。
- ・再生可能エネルギー由来の電力や二酸化炭素排出量が少ない（電力排出係数が小さい）電力の調達を検討します。

基本方針 2

日常業務における省エネルギー・省資源対策の推進

(1) 省エネルギー行動の実施

- ・地球温暖化や地球温暖化対策、再生可能エネルギーについて、掲示板や職員研修などを活用して情報提供、啓発を行い、ゼロカーボンシティの実現に向けて意識の向上を図ります。
- ・計画的な定時退庁の実施や残業を削減します。
- ・テレワークの推進や Web 会議システムの活用を図ります。

(2) ごみの減量と適正処理、資源の有効利用（4R）

- ・ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入を抑制し、必要なものを必要な数だけ購入するように計画します。
- ・各課でリサイクルボックスを設置し、ごみ分別を徹底します。
- ・再使用や再生利用を進め、プラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源などへの切替えを実施します。

(3) グリーン購入、木材利用の実施

- ・エコマークやグリーンマークなど環境マークが表示されているものや同等の製品を 100%購入します。
- ・国産・県産の木材の利用に努めます。

(4) 用紙の削減の実施

- ・ペーパーレス会議の利活用や資料の簡素化を図ります。
- ・印刷する場合は、両面印刷や両面コピー、2 in 1 印刷を徹底します。

(5) 節水の実施

- ・公用車の洗車に当たっての節水を励行し、洗車の際はバケツを利用するなど節水に努めます。

基本方針 3

EV 車導入と移動の省エネルギー対策の推進

(1) 公用車への EV 車の導入

- ・代替可能な EV 車がない場合などを除き、新規導入・更新についてはすべて電動車とします。また、シェアリングの活用も検討します。
- ・EV 車の円滑な運用に必要な充電設備の設置を行います。設置に当たっては、災害時などにおける移動型の臨時電源としての活用も考慮します。
- ・公用車の集中管理などにより効率的な利用に努めます。

(2) 低燃費で安全を考えたエコドライブの実施

- ・「エコドライブ 10」を実践します。
- ・最適な走行ルートを走行します。

(3) 通勤や出張時の公共交通機関や自転車利用

- ・出張で電車・バスなど公共交通機関の便がよい場合は、公共交通機関を利用します。
- ・公用車やタクシーを利用する場合、可能な限り相乗りします。
- ・近距離の事務連絡などは、徒歩または自転車の使用を推進します。

第5章 計画の進行管理

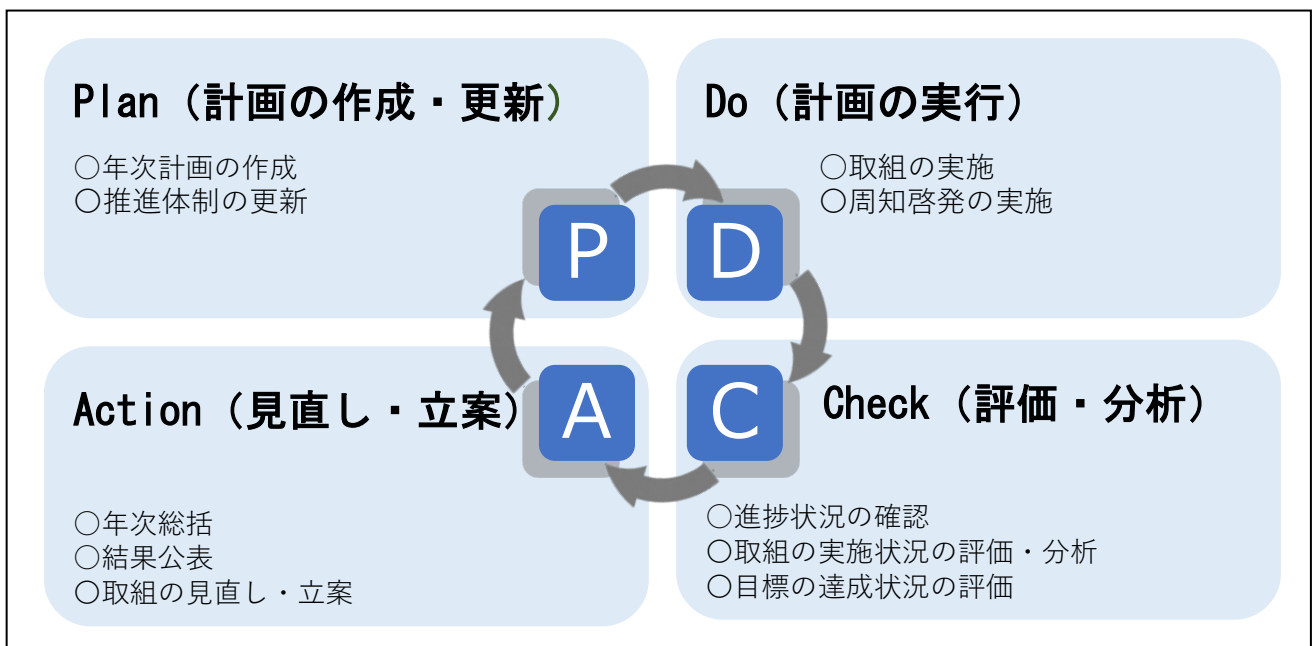
1. 推進体制

本計画に基づき、庁内における地球温暖化対策を体系的・計画的に推進していくため、関係部署間の連携・調整が不可欠です。

総合的かつ計画的な推進を図るため、広野町ゼロカーボン推進会議などにおいて、各部署等の地球温暖化対策に関する取組の実施状況の把握や情報共有、部署横断的に連携を行うなど、全庁的な取組を推進します。

2. 進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルにより進行管理を実施します。Plan（計画の作成・更新）、Do（計画の実行）、Check（評価・分析）、Action（見直し・立案）の一連の流れを繰り返すことで、取組の実施状況を継続的に改善しながら効果的な温室効果ガスの削減を目指します。



3. 進捗状況の公表

本計画に基づく取組状況は、温対法に基づき、毎年広野町ホームページで公表します。また、計画期間の各年度における目標達成状況を毎年公表します。

参考資料

1. 事務事業編対象施設一覧（2023年3月時点）

No.	施設名	用途（大分類）	所管課		
1	広野町立広野小学校	学校教育系施設	学校教育課		
2	広野町立広野中学校				
3	広野町学校給食共同調理場	学校給食施設	学校教育課		
4	折木地区集会所	文化系施設	総務課		
5	上北迫地区集会所				
6	亀ヶ崎地区集会所				
7	広洋台地区集会所				
8	小松地区集会所				
9	桜田地区集会所				
10	下浅見川地区集会所				
11	下北迫地区集会所				
12	正木内地区集会所				
13	館地区集会所				
14	田の神地区集会所				
15	築地地区集会所				
16	東下地区集会所				
17	長畑地区集会所				
18	苗代替地区集会所				
19	二本柵地区集会所				
20	浜田地区集会所				
21	簗平地区集会所				
22	南沢地区集会所				
23	広野町公民館				生涯学習課
24	浅見生活改善センター				総務課
25	広野サッカー場クラブハウス			スポーツ・レクリエーション系施設	復興企画課
26	広野町中央体育館	生涯学習課			
27	広野町総合グラウンド メインスタンド				
28	広野こども園	子育て支援施設	こども家庭課		
29	広野町児童館				
30	ひろの未来館	教育施設	学校教育課		
31	広野町老人福祉センター	保健・福祉施設	健康福祉課		
32	広桜荘				
33	広野町保健センター				

No.	施設名	用途（大分類）	所管課
34	広野町役場庁舎	行政系施設	総務課
35	ポンプ分団屯所		環境防災課
36	第1分団屯所		
37	第2分団屯所		
38	第2分団ポンプ置場（2-2）		
39	第2分団ポンプ置場（2-3）		
40	第3分団屯所		
41	第4分団屯所		
42	第4分団ポンプ置き場（4-2）		
43	第4分団ポンプ置き場（4-3）		
44	第4分団ポンプ置き場（4-4）		
45	第5分団屯所		
46	第5分団ポンプ置き場（5-2）		
47	第6分団屯所		
48	第6分団ポンプ置き場（6-2）		
49	防災備蓄倉庫		
50	水防倉庫		
51	広野町二ツ沼総合公園	その他	復興企画課・産業振興課
52	広野町農産物加工施設		復興企画課
53	ひろのてらす		産業振興課
54	五社山トイレ		総務課
55	箒平地区トイレ		建設課
56	広野駅西口トイレ		
57	広野浄化センター		
58	上浅見川地区浄化センター		
59	二本椏地区浄化センター	-	建設課・産業振興課
60	防犯灯等		・総務課・環境防災課